

熊本地震で被災された方へ

この度の熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災した熊本に事務所を構える法律の専門家として、被災された皆様が一日でも早く日常生活を取り戻されますことを祈念し、できる限りの支援を実施する所存です。

そこで、今後、4回にわたり、震災に関する法律問題のうち、震災支援制度の概要、震災と賃貸借契約、震災と各種支払い、震災と自己破産をテーマに適正迅速な情報提供を行ってまいります。

また、震災に関する法律問題について、グリーンコープを介してご予約いただいた場合、面談による法律相談を初回30分無料でお受けいたします。

詳しくは、クリーンコープ生活再生相談室(TEL096-243-2100)にお尋ねください。

震災支援制度の概要

自宅が壊れた方へ

- ①地震で自宅が壊れてしまった場合、写真を撮っておいてください。
- ②り災証明書の発行を市町村窓口で申請してください。

→被災した家屋の写真は、屋根や柱、外壁などの状況を様々な角度から分かりやすく撮影するのがポイント。
→り災証明書とは、市町村長が、被災者からの申請により、住家等の災害による被害の程度を証明する書面のこと。
→被害状況の種類は、全壊（50%以上）、大規模半壊（40%以上50%未満）、半壊（20%以上40%未満）、一部損壊（20%以下）の4種類。
→被害状況の認定に不服がある場合、再調査の申し込みをすることが可能。

自宅が壊れ、修繕・建替を検討されている方へ

地震で自宅が壊れた世帯に対して、被害の大小や住宅の再建方法に応じて支援金が支給されることがあります。

→住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金・・・最大100万円
　全壊世帯：100万円
　大規模半壊世帯：50万円
→住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金・・・最大200万円
　建設・購入の場合：200万円
　補修の場合：100万円
　賃貸の場合：50万円
→単数世帯の場合は、複数世帯の4分の3の額。
→申請のためには、り災証明書が必要。

ご家族が亡くなられた方・ご自身が障害を負われた方へ

災害によりお亡くなりになった方のご遺族（配偶者、子、父母、祖父母、同居同一世帯の兄弟姉妹）に対して、災害弔慰金が支給されます。

- ・生計維持者の場合：500万円
- ・その他の場合：250万円

災害により精神又は身体に著しい障害（両眼失明、常時要介護等）を受けた方に対して、災害障害見舞金が支給されます。

- ・生計維持者の場合：250万円
- ・その他の場合：125万円



アステル法律事務所 TEL:096-352-0001
FAX:096-352-0002

〒860-0806 熊本県中央区花畠町1番1号 三井生命熊本ビル2階 受付時間 平日 9:00~17:30

事務所HP <http://www.aster-law.net/>